

【CVA リスク】

【第 8 章の 2 (CVA リスク) 関係】

<SA-CVA ネット感応度の計測における各リスク・ファクターの変化幅>

【関連条項】 告示第 270 条の 4 の 9 第 2 項

第 270 条の 4 の 9-Q1 ネット感応度の計測において、各リスク・ファクターの変化幅は、銀行の内部のリスク管理における計算方法と整合する限りにおいて、より小さい変化幅を用いることができると規定されていますが、当該変化幅は規制上の値よりも必ず小さくならないといけないのでしょうか。(令和 5 年 12 月 27 日追加)

当該条文において、「内部のリスク管理における計算方法と整合する限りにおいて、より小さい変化幅を用いることができる」とされているのは、このような場合には、当該計測方法に一定の合理性があることが推認されるとともに、規制潜脱行為の抑止も図られていることから、自己資本比率計測に用いるネット感応度として適切であると考えられるためです。

このため、銀行の内部のリスク管理における計算方法と整合することを前提としたうえで、

①正確性や安定性の観点から、当該計測方法によることが適切であること

②告示通りの計算方法と比較して、計測結果に重要な差異が生じないこと

を承認審査において疎明できる場合には、合理性があり、規制潜脱のおそれもないものとして、必ずしも小さい変化幅でなくとも、当該計算方法を利用することができます。